

地震・津波災害対策計画編

頁	現行（平成 27 年 3 月修正）	改 正 案	改正理由
183	<p><b>第 1 章 総則</b></p> <p><b>第 1 節 計画の目的・方針等</b></p>	<p><b>第 1 章 総則</b></p> <p><b>第 1 節 計画の目的・方針等</b></p>	
183	<p><b>第 2 節 計画の性格及び基本方針</b></p> <p>3 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）（以下「南海トラフ地震特別措置法」という。）第 5 条第 1 項に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下この編において「推進地域」という。）の地方公共団体は地域防災計画において、</p>	<p><b>第 2 節 計画の性格及び基本方針</b></p> <p>3 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）（以下「南海トラフ地震特別措置法」という。）第 5 条第 2 項に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下この章において「推進地域」という。）の地方公共団体は地域防災計画において、</p>	誤記修正
184	<p>（追加）</p>	<p><b>4 他の計画との関係</b></p> <p><u>（1）この計画の国土強靱化に関する部分は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成 25 年法律第 95 号）に基づく「国土強靱化基本計画」との調和を保ちつつ策定された愛知県地域強靱化計画を指針とするものとする。</u></p> <p><u>（2）この計画の実施に際しては、海部東部消防組合の「消防計画」、海部地区水防事務組合の「水防計画」、「あま市総合計画」及び「愛知県地域防災計画（風水害等災害対策計画、地震災害対策計画及び原子力災害対策計画）」とも十分な調整を図るものとする。</u></p>	県計画との整合
185	<p><b>第 2 節 基本理念及び重点を置くべき事項</b></p> <p><b>第 1 節 防災の基本理念</b></p> <p>（略）</p> <p>災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害が<u>できるだけ</u>少なくなるよう、災害に備えていかなければならない。</p>	<p><b>第 2 節 基本理念及び重点を置くべき事項</b></p> <p><b>第 1 節 防災の基本理念</b></p> <p>（略）</p> <p>災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害が<u>できる限り</u>少なくなるよう、災害に備えていかなければならない。</p>	表記の整理
187	<p><b>第 3 節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</b></p> <p><b>第 2 節 処理すべき事務又は業務の大綱</b></p> <p>1 市</p>	<p><b>第 3 節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</b></p> <p><b>第 2 節 処理すべき事務又は業務の大綱</b></p> <p>1 市</p>	県計画との整合

地震・津波災害対策計画編

頁	現行（平成27年3月修正）	改正案	改正理由
188	<p>(4) 避難地、避難路、消防用施設その他地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を行う。</p> <p>2 県 (追加) (11)～(26) (略)</p> <p>3 津島警察署 (8) 行方不明者の捜索及び<u>死体</u>の検視を行う。</p>	<p>(4) <u>避難場所</u>、避難路、消防用施設その他地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を行う。</p> <p>2 県 <u>(11) 緊急車両の通行を確保するための道路啓開を行う。</u> (12)～(27) (略)</p> <p>3 津島警察署 (8) 行方不明者の捜索及び<u>遺体</u>の検視を行う。</p>	
189	<p>5 指定地方行政機関 (1) 名古屋地方気象台</p> <p>イ 次の地震及び津波に関する警報及び注意報等を関係機関に伝達するとともに、報道機関の協力を求めてこれを公衆に周知する。 (ア) <u>大津波・津波警報</u>、津波注意報、地震・津波情報</p>	<p>5 指定地方行政機関 (1) 名古屋地方気象台</p> <p>イ 次の地震及び津波に関する警報及び注意報等を関係機関に伝達するとともに、報道機関の協力を求めてこれを公衆に周知する。 (ア) <u>大津波警報</u>、<u>津波警報</u>、津波注意報、地震・津波情報</p>	
190	<p>(2) 中部地方整備局 (ウ) <u>防災訓練は、簡易画像伝送システム等による被災調査報告等の機動力を生かした実践的な方法</u>をもって実施する。</p> <p>(追加)</p> <p>イ 地震防災応急対策 ウ 初動対応 情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う。</p> <p>(追加)</p> <p>(3) 東海財務局 ア 災害復旧事業費の査定立会いに際しては、災害復旧事業の公平かつ適正な実施を期するとともに、民生の安定を図</p>	<p>(2) 中部地方整備局 (ウ) 防災訓練は、実践的な方法をもって実施する。</p> <p><u>(キ) 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定</u></p> <p>イ 地震防災応急対策 ウ 初動対応 <u>(ア) 情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う。</u></p> <p><u>(イ) 緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を行う。</u></p> <p>(3) 東海財務局 ア 災害復旧事業費の査定立会いに際しては、災害復旧事業の公平かつ適正な実施を期するとともに、民生の安定を図</p>	<p>表記の整理</p> <p>県計画との整合</p> <p>県計画との整合</p> <p>表記の整理</p>

地震・津波災害対策計画編

頁	現行（平成 27 年 3 月修正）	改正案	改正理由
191	<p>る上から<u>できるだけ</u>早期に災害復旧事業を実施することができるようにする。</p> <p>(4) 東海農政局</p> <p>コ 食料の需給・価格等の動向に関する調査結果に基づき、必要に応じて生産者団体、食料品の<u>卸売り業者</u>、製造業者等に対して緊急出荷等を要請する等所要の措置を講ずる。</p>	<p>る上から<u>できる限り</u>早期に災害復旧事業を実施することができるようにする。</p> <p>(4) 東海農政局</p> <p>コ 食料の需給・価格等の動向に関する調査結果に基づき、必要に応じて生産者団体、食料品の<u>卸売業者</u>、製造業者等に対して緊急出荷等を要請する等所要の措置を講ずる。</p>	<p>県計画との整合</p>
193	<p>7 指定公共機関</p> <p>(1) 日本郵便株式会社 (追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(4) KDD I 株式会社 (追加)</p> <p>(5) 日本赤十字社愛知県支部</p> <p>イ 医療、助産、<u>死体</u>の処理（一時保存を除く。）の業務を行う。</p>	<p>7 指定公共機関</p> <p>(1) 日本郵便株式会社</p> <p>エ <u>被災地の被災者の救助を行う地方公共団体等にあてた救助用の物を内容とするゆうパックの料金免除を実施するものとする。</u></p> <p>(4) <u>エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社</u></p> <p>ア <u>災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。</u></p> <p>イ <u>災害応急措置の実施に必要な通信に対し、通信設備を優先的に利用させる。</u></p> <p>ウ <u>発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。</u></p> <p>エ <u>災害時における通信の確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。</u></p> <p>オ <u>電話サービス契約約款等に基づき、災害関係電話料金等の免除を行う。</u></p> <p>(5) KDD I 株式会社</p> <p>(6) <u>ソフトバンクモバイル株式会社</u></p> <p>ア <u>災害時における重要通信の確保、及び被災した電気通信設備等の早期復旧を図る。</u></p> <p>イ <u>災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請により優先的に対応する。</u></p> <p>ウ <u>災害時における情報等の的確かつ迅速な収集、伝達を行う。</u></p> <p>(7) 日本赤十字社愛知県支部</p> <p>イ 医療、助産、<u>遺体</u>の処理（一時保存を除く。）の業務を行う。</p>	

地震・津波災害対策計画編

頁	現行 (平成 27 年 3 月修正)	改正案	改正理由																																																																						
194	<p>(6) 中部電力株式会社 (7) 東邦瓦斯株式会社 (追加)</p> <p>(8) 日本放送協会名古屋放送局 カ 津波警報、注意報、緊急地震速報、地震情報等及び被害状況等の報道を行う。</p> <p>(9) 中日本高速道路株式会社 (10) 独立行政法人国立病院機構 (追加)</p>	<p>(8) 中部電力株式会社 (9) 東邦瓦斯株式会社 (10) <u>日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社</u> <u>国、地方公共団体等からの要請に応じて、災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の輸送を行う。</u></p> <p>(11) 日本放送協会名古屋放送局 カ <u>大津波警報、津波警報、津波注意報、緊急地震速報、地震情報等及び被害状況等の報道を行う。</u></p> <p>(12) 中日本高速道路株式会社 (13) 独立行政法人国立病院機構 (14) <u>独立行政法人地域医療機能推進機構</u> <u>知事の応援要請に基づき、医療班等の派遣及び被災患者の受入れ、搬送等の医療救護活動を行う。</u></p>																																																																							
201	<p><b>第5節 予想される地震災害</b> 第2 南海トラフで発生するおそれのある地震・津波の災害予測 1 被害予測 (2) 調査結果の概要 イ 結果 (本市)</p>	<p><b>第5節 予想される地震災害</b> 第2 南海トラフで発生するおそれのある地震・津波の災害予測 1 被害予測 (2) 調査結果の概要 イ 結果 (本市)</p>																																																																							
202	<p>○ 被害量の想定結果</p> <table border="1" data-bbox="215 973 1025 1449"> <tr> <td rowspan="8">死者数 (冬深夜 5 時発生、早期避難率低の場合)</td> <td>建物倒壊</td> <td></td> <td>約 10</td> </tr> <tr> <td>(うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物)</td> <td></td> <td>*</td> </tr> <tr> <td>浸水・津波</td> <td></td> <td>*</td> </tr> <tr> <td>(うち自力脱出困難)</td> <td></td> <td>*</td> </tr> <tr> <td>(うち逃げ遅れ)</td> <td></td> <td>*</td> </tr> <tr> <td>急傾斜地崩壊等</td> <td></td> <td>*</td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td></td> <td>*</td> </tr> <tr> <td>ブロック塀・自動販売機の転倒、屋外落下物</td> <td></td> <td>*</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>約 20</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ライフライン機能支障 (発災 1 日後；冬夕 18 時発災)</td> <td>上下道</td> <td>断水人口 (人)</td> <td>約 86,000</td> </tr> <tr> <td>下水道</td> <td>機能支障人口 (人)</td> <td>約 13,000</td> </tr> </table>	死者数 (冬深夜 5 時発生、早期避難率低の場合)	建物倒壊		約 10	(うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物)		*	浸水・津波		*	(うち自力脱出困難)		*	(うち逃げ遅れ)		*	急傾斜地崩壊等		*	火災		*	ブロック塀・自動販売機の転倒、屋外落下物		*	合計		約 20	ライフライン機能支障 (発災 1 日後；冬夕 18 時発災)	上下道	断水人口 (人)	約 86,000	下水道	機能支障人口 (人)	約 13,000	<p>○ 被害量の想定結果</p> <table border="1" data-bbox="1061 973 1872 1449"> <tr> <td rowspan="8">死者数 (冬深夜 5 時発生、早期避難率低の場合)</td> <td>建物倒壊</td> <td></td> <td>約 10</td> </tr> <tr> <td>(うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物)</td> <td></td> <td>*</td> </tr> <tr> <td>浸水・津波</td> <td></td> <td>*</td> </tr> <tr> <td>(うち自力脱出困難)</td> <td></td> <td>*</td> </tr> <tr> <td>(うち逃げ遅れ)</td> <td></td> <td>*</td> </tr> <tr> <td>急傾斜地崩壊等</td> <td></td> <td>*</td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td></td> <td>*</td> </tr> <tr> <td>ブロック塀・自動販売機の転倒、屋外落下物</td> <td></td> <td>*</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>約 20</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ライフライン機能支障 (発災 1 日後；冬夕 18 時発災)</td> <td>上下道</td> <td>断水人口 (人)</td> <td>約 86,000</td> </tr> <tr> <td>下水道</td> <td>機能支障人口 (人)</td> <td>約 11,000</td> </tr> </table>	死者数 (冬深夜 5 時発生、早期避難率低の場合)	建物倒壊		約 10	(うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物)		*	浸水・津波		*	(うち自力脱出困難)		*	(うち逃げ遅れ)		*	急傾斜地崩壊等		*	火災		*	ブロック塀・自動販売機の転倒、屋外落下物		*	合計		約 20	ライフライン機能支障 (発災 1 日後；冬夕 18 時発災)	上下道	断水人口 (人)	約 86,000	下水道	機能支障人口 (人)	約 11,000	<p>想定の見直し</p>
死者数 (冬深夜 5 時発生、早期避難率低の場合)	建物倒壊			約 10																																																																					
	(うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物)			*																																																																					
	浸水・津波			*																																																																					
	(うち自力脱出困難)			*																																																																					
	(うち逃げ遅れ)			*																																																																					
	急傾斜地崩壊等			*																																																																					
	火災			*																																																																					
	ブロック塀・自動販売機の転倒、屋外落下物		*																																																																						
合計		約 20																																																																							
ライフライン機能支障 (発災 1 日後；冬夕 18 時発災)	上下道	断水人口 (人)	約 86,000																																																																						
	下水道	機能支障人口 (人)	約 13,000																																																																						
死者数 (冬深夜 5 時発生、早期避難率低の場合)	建物倒壊		約 10																																																																						
	(うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物)		*																																																																						
	浸水・津波		*																																																																						
	(うち自力脱出困難)		*																																																																						
	(うち逃げ遅れ)		*																																																																						
	急傾斜地崩壊等		*																																																																						
	火災		*																																																																						
	ブロック塀・自動販売機の転倒、屋外落下物		*																																																																						
合計		約 20																																																																							
ライフライン機能支障 (発災 1 日後；冬夕 18 時発災)	上下道	断水人口 (人)	約 86,000																																																																						
	下水道	機能支障人口 (人)	約 11,000																																																																						

地震・津波災害対策計画編

頁	現行（平成 27 年 3 月修正）	改正案	改正理由																																						
203	<p>* 被害わずか</p> <p>b 【補足】「理論上最大想定モデル」に基づく想定</p> <p>○ 揺れ、液状化：震度 6 弱（<u>3km<sup>2</sup></u>）、震度 6 強（<u>25km<sup>2</sup></u>）液状化可能性（中：<u>1km<sup>2</sup></u>、大：<u>27km<sup>2</sup></u>）</p> <p>○ 浸水・津波：最大 <u>586ha</u>（1cm 以上）</p> <p>○ 被害量の想定結果</p> <table border="1" data-bbox="212 475 1025 906"> <tr><td rowspan="9">死者数 (冬深夜 5 時発生、早期避難率低の場合)</td><td>建物倒壊</td><td>約 200</td></tr> <tr><td><u>(うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物)</u></td><td>約 10</td></tr> <tr><td>浸水・津波</td><td>約 60</td></tr> <tr><td><u>(うち自力脱出困難)</u></td><td>約 60</td></tr> <tr><td><u>(うち逃げ遅れ)</u></td><td>約 10</td></tr> <tr><td>急傾斜地崩壊等</td><td>*</td></tr> <tr><td>火災</td><td>約 20</td></tr> <tr><td>ブロック塀・自動販売機の転倒、屋外落下物</td><td>*</td></tr> <tr><td>合計</td><td>約 300</td></tr> </table> <p>* 被害わずか</p>	死者数 (冬深夜 5 時発生、早期避難率低の場合)	建物倒壊	約 200	<u>(うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物)</u>	約 10	浸水・津波	約 60	<u>(うち自力脱出困難)</u>	約 60	<u>(うち逃げ遅れ)</u>	約 10	急傾斜地崩壊等	*	火災	約 20	ブロック塀・自動販売機の転倒、屋外落下物	*	合計	約 300	<p>* 被害わずか</p> <p>b 【補足】「理論上最大想定モデル」に基づく想定</p> <p>○ 揺れ、液状化：震度 6 弱（<u>3km<sup>2</sup></u>）、震度 6 強（<u>25km<sup>2</sup></u>）液状化可能性（中：<u>1km<sup>2</sup></u>、大：<u>27km<sup>2</sup></u>）</p> <p>○ 浸水・津波：最大 <u>531ha</u>（1cm 以上）</p> <p>○ 被害量の想定結果</p> <table border="1" data-bbox="1057 475 1877 847"> <tr><td rowspan="9">死者数 (冬深夜 5 時発生、早期避難率低の場合)</td><td>建物倒壊</td><td>約 200</td></tr> <tr><td><u>(うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物)</u></td><td>約 10</td></tr> <tr><td>浸水・津波</td><td>約 60</td></tr> <tr><td><u>(うち自力脱出困難)</u></td><td>約 60</td></tr> <tr><td><u>(うち逃げ遅れ)</u></td><td>約 10</td></tr> <tr><td>急傾斜地崩壊等</td><td>*</td></tr> <tr><td>火災</td><td>約 20</td></tr> <tr><td>ブロック塀・自動販売機の転倒、屋外落下物</td><td>*</td></tr> <tr><td>合計</td><td>約 300</td></tr> </table> <p>* 被害わずか</p>	死者数 (冬深夜 5 時発生、早期避難率低の場合)	建物倒壊	約 200	<u>(うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物)</u>	約 10	浸水・津波	約 60	<u>(うち自力脱出困難)</u>	約 60	<u>(うち逃げ遅れ)</u>	約 10	急傾斜地崩壊等	*	火災	約 20	ブロック塀・自動販売機の転倒、屋外落下物	*	合計	約 300	<p>表記の整理</p>
死者数 (冬深夜 5 時発生、早期避難率低の場合)	建物倒壊		約 200																																						
	<u>(うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物)</u>		約 10																																						
	浸水・津波		約 60																																						
	<u>(うち自力脱出困難)</u>		約 60																																						
	<u>(うち逃げ遅れ)</u>		約 10																																						
	急傾斜地崩壊等		*																																						
	火災		約 20																																						
	ブロック塀・自動販売機の転倒、屋外落下物		*																																						
	合計	約 300																																							
死者数 (冬深夜 5 時発生、早期避難率低の場合)	建物倒壊	約 200																																							
	<u>(うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物)</u>	約 10																																							
	浸水・津波	約 60																																							
	<u>(うち自力脱出困難)</u>	約 60																																							
	<u>(うち逃げ遅れ)</u>	約 10																																							
	急傾斜地崩壊等	*																																							
	火災	約 20																																							
	ブロック塀・自動販売機の転倒、屋外落下物	*																																							
	合計	約 300																																							
210	<p><b>第 2 章 災害予防計画</b></p>	<p><b>第 2 章 災害予防計画</b></p>																																							
212	<p><b>第 3 節 都市防災化計画</b></p> <p>第 1 方針 (略)</p> <p>そのための施策として、前述した公共施設等の耐震不燃化に加えて、市街地等におけるオープンスペースの確保が重要である。特に、平成 7 年の阪神・淡路大震災においても、広幅員の道路による延焼阻止効果が顕著であったほか、身近な住区基幹公園が住民の一時避難地として利用されたり、都市基幹公園などが救急活動拠点やヘリポート等の復旧・復興活動拠点として大きな役割を果たしたことから、避難路、避難地の機能を有する道路、公園緑地等の都市施設の整備を一層推進する。</p>	<p><b>第 3 節 都市防災化計画</b></p> <p>第 1 方針 (略)</p> <p>そのための施策として、前述した公共施設等の耐震不燃化に加えて、市街地等におけるオープンスペースの確保が重要である。特に、平成 7 年の阪神・淡路大震災においても、広幅員の道路による延焼阻止効果が顕著であったほか、身近な住区基幹公園が住民の一時避難場所として利用されたり、都市基幹公園などが救急活動拠点やヘリポート等の復旧・復興活動拠点として大きな役割を果たしたことから、避難路、避難場所の機能を有する道路、公園緑地等の都市施設の整備を一層推進する。</p>	<p>県計画との整合</p>																																						

地震・津波災害対策計画編

頁	現行（平成 27 年 3 月修正）	改正案	改正理由
213	<p><b>第 4 節 地盤災害予防計画</b></p> <p><b>第 3 液状化対策の推進</b></p> <p>（略）</p> <p>そこで、市としては、県が平成 14 年度及び平成 15 年度にかけて実施した「<u>愛知県東海地震・東南海地震等被害予測調査報告書</u>」で想定された液状化危険度結果を踏まえ、また他の防災関係機関が発表する研究成果等の収集及び研究に努め、住民や建築物の施工主等に周知を図るとともに、対策工法の普及を行う。</p>	<p><b>第 4 節 地盤災害予防計画</b></p> <p><b>第 3 液状化対策の推進</b></p> <p>（略）</p> <p>そこで、市としては、県が平成 23 年度から 25 年度に行った東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査の中で、<u>250m メッシュ単位における液状化の危険度判定結果</u>を踏まえ、また他の防災関係機関が発表する研究成果等の収集及び研究に努め、住民や建築物の施工主等に周知を図るとともに、対策工法の普及を行う。</p>	<p>県計画との整合</p>
215	<p><b>第 5 節 公共施設安全確保計画</b></p> <p><b>第 2 道路施設</b></p> <p>3 沿道建築物に耐震診断を義務づける道路の指定</p> <p>県及び市は、南海トラフ巨大地震等の大規模地震への備えとして、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、広域的な避難、救助の観点から必要な道路を、沿道建築物に耐震診断の結果の報告を義務づける道路として指定する。</p>	<p><b>第 5 節 公共施設安全確保計画</b></p> <p><b>第 2 道路施設</b></p> <p>3 沿道建築物に耐震診断を義務づける道路の指定</p> <p>市は、南海トラフ地震等の大規模地震への備えとして、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、広域的な避難、救助の観点から必要な道路を、沿道建築物に耐震診断の結果の報告を義務づける道路として指定する。</p>	<p>表記の整理</p>
217	<p><b>第 9 通信施設</b></p> <p>1 電気通信</p> <p>(1) 西日本電信電話株式会社</p> <p>西日本電信電話株式会社は、国内電気通信事業の公共性を鑑み、災害時においても通信の確保ができるよう、設備の耐震・防火・防水、伝送路の多ルート化等の防災対策を推進し、被害の未然防止を図っている。</p> <p>（追加）</p>	<p><b>第 9 通信施設</b></p> <p>1 電気通信</p> <p>(1) 西日本電信電話株式会社、<u>エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社</u></p> <p>西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、国内電気通信事業の公共性を鑑み、災害時においても通信の確保ができるよう、設備の耐震・防火・防水、伝送路の多ルート化等の防災対策を推進し、被害の未然防止を図っている。</p> <p>(4) <u>ソフトバンクモバイル株式会社</u></p> <p><u>ソフトバンクモバイル株式会社は、電気通信事業の公共性に鑑み、災害時においても可能な限り電気通信サービスを確保し提供できるよう、平素より通信設備等の信頼性向上に努める。</u></p>	<p>表記の整理</p>
219	<p><b>第 6 節 建築物耐震推進計画</b></p> <p><b>第 2 市における措置</b></p> <p>2 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の適正な施行</p> <p>不特定多数の人が利用する大規模な建築物等の既存耐震不適格建</p>	<p><b>第 6 節 建築物耐震推進計画</b></p> <p><b>第 2 市における措置</b></p> <p>2 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の適正な施行</p> <p>不特定多数の人が利用する大規模な建築物等の既存耐震不適格建</p>	<p>県計画との整合</p>

地震・津波災害対策計画編

頁	現行（平成 27 年 3 月修正）	改正案	改正理由
225	<p>建築物に耐震診断結果の報告義務及び、多数の人が利用する一定規模以上等の既存耐震不適格建築物に耐震診断・改修の努力義務を課した「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の適正な施行に努めることとする。</p> <p><u>また、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、地震で建築物が倒壊することによる避難路の閉塞を防ぐために、優先的に耐震化を取組むべき避難路を指定し、その沿道に所在する、道路を閉塞する可能性のある既存耐震不適格建築物の耐震診断結果の報告を義務づけることとする。</u></p> <p><b>第 3 耐震改修促進計画</b></p> <p>2 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」により策定した「耐震改修促進計画」に基づき、総合的な既設建築物の耐震性の向上を推進していくこととする。</p> <p><u>また、同法に基づき指定した、地震で建築物が倒壊することによる避難路の閉塞を防ぐために優先的に耐震化を取組むべき避難路の沿道建築物の耐震性向上について、特に推進するために、その対象路線を指定し、耐震診断の結果報告の期限を定めることとする。</u></p> <p><b>第 1 1 節 津波予防対策</b> (追加)</p> <p><b>第 2 津波防災体制の充実</b></p> <p>1 市における措置</p> <p>(2) 津波警報、避難勧告等を住民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。その際、要配慮者や一時滞在者等に配慮するものとする。</p> <p>(3) 強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震に関し</p>	<p>建築物に耐震診断結果の報告義務及び、多数の人が利用する一定規模以上等の既存耐震不適格建築物に耐震診断・改修の努力義務を課した「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の適正な施行に努めることとする。</p> <p><u>また、同法に基づき、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物として、指定避難所等の防災上重要な建築物（昭和56年5月31日以前に着工した既存耐震不適格建築物に限る。）を指定し、耐震診断結果の報告を義務づけることとする。</u></p> <p><b>第 3 耐震改修促進計画</b></p> <p>2 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」により策定した「耐震改修促進計画」に基づき、総合的な既設建築物の耐震性の向上を推進していくこととする。</p> <p><u>また、耐震改修促進計画において、耐震診断義務付け対象建築物として、指定避難所等の防災上重要な建築物（昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工した既存耐震不適格建築物に限る。）を指定し、耐震診断の結果報告の期限を定めることとする。</u></p> <p><b>第 1 1 節 津波予防対策</b></p> <p><b>第 2 津波危険地域の指定</b></p> <p><u>県（防災局）は、東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果を公表している。（平成 26 年 5 月 30 日公表）</u></p> <p><u>市は、本調査結果の論理上最大想定モデルの最大浸水深分布等を基に、津波により人・住家等に危険が予想される地域を「浸水地域」として指定することとする。</u></p> <p><b>第 3 津波防災体制の充実</b></p> <p>1 市における措置</p> <p>(2) 津波警報、避難指示等を住民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。その際、要配慮者や一時滞在者等に配慮するものとする。</p> <p>(3) 強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震に関し</p>	<p>県計画との整合</p> <p>県計画との整合</p>

地震・津波災害対策計画編

頁	現行（平成 27 年 3 月修正）	改正案	改正理由
226	<p>ては、住民が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等の伝達体制や避難指示等の発令・伝達体制を整えるものとする。</p> <p>(4) 地域の特性等を踏まえつつ、津波警報等の内容に応じた避難指示等の具体的な発令基準をあらかじめ定めるものとする。なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示等の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保するものとする。</p> <p><b>第3 津波防災知識の普及</b></p> <p>(1) 我が国の沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があり、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的に<u>できるだけ</u>高い場所に避難すること。</p> <p><b>第4 津波防災事業の推進</b></p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) 市は、津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、<u>できるだけ</u>短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。</p> <p>(2) 浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、<u>できるだけ</u>短時間で避難が可能となるような避難場所・津波避難ビル・避難路・避難階段などの避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による確保、建築物や公</p>	<p>ては、住民が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、<u>避難指示</u>等の伝達体制や避難指示等の発令・伝達体制を整えるものとする。</p> <p>(4) 地域の特性等を踏まえつつ、津波警報等の内容に応じた避難指示等の具体的な発令基準をあらかじめ定めるものとする。なお、<u>早期避難が必要であることから、基本的には避難指示のみを</u>発令するものとする。また、津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示等の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保するものとする。</p> <p><b>第4 津波防災知識の普及</b></p> <p>(1) 我が国の沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があり、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的に<u>できる限り</u>高い場所に避難すること。</p> <p><b>第5 津波等防災事業の推進</b></p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) 市は、津波<u>及び</u>堤防等の被災によるゼロメートル地帯の<u>浸水</u>からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、<u>できる限り</u>短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。</p> <p>(2) 浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、<u>できる限り</u>短時間で避難が可能となるような避難場所・津波避難ビル・避難路・避難階段などの避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による確保、建築物や公</p>	<p>表記の整理</p> <p>県計画との整合</p> <p>表記の整理</p>

地震・津波災害対策計画編

頁	現行（平成27年3月修正）	改正案	改正理由
227	<p>共施設の耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図るものとする。なお、事業の実施にあたっては、効率的・効果的に行われるよう配慮するものとする。</p> <p>(3) 行政関連施設、要配慮者に関わる施設等については、<u>できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図るものとする。</u></p> <p>2 内水排除施設等の管理者における措置</p> <p>内水排除施設等の管理者は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。</p> <p><b>第12節 要配慮者の安全対策計画</b></p> <p><b>第1 方針</b></p> <p>(略)</p> <p><u>市は、大規模災害発生時の一斉帰宅を抑制するため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を積極的に広報することが必要である。また、事業所等に対して従業員等を職場等に滞在させることができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p><b>第3 在宅の要配慮者対策</b></p> <p>1 緊急通報システム等の整備</p> <p>市は、「あま市緊急連絡通報システム設置事業実施要綱」（平成22年告示第63号）に基づき、在宅のひとり暮らし老人及び身体障がい者等を対象に緊急通報用機器等を貸与している。今後とも要配慮者の対応能力を考慮した緊急通報システムの整備を進めるとともに、地域ぐるみの避難誘導システムの確立を図るものとする。</p>	<p>共施設の耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図るものとする。なお、事業の実施にあたっては、効率的・効果的に行われるよう配慮するものとする。</p> <p>(3) 行政関連施設、要配慮者に関わる施設等については、<u>できる限り浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図るものとする。</u></p> <p>2 内水排除施設等の管理者における措置</p> <p>内水排除施設等の管理者は、<u>堤防等の被災によるゼロメートル地帯の浸水に備え、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。</u></p> <p><b>第12節 要配慮者の安全対策計画</b></p> <p><b>第1 方針</b></p> <p>(略)</p> <p>(削除)</p> <p>(略)</p> <p><b>第3 要配慮者対策</b></p> <p>1 緊急通報システム等の整備</p> <p>市は、「あま市緊急連絡通報システム設置事業実施要綱」（平成22年告示第63号）に基づき、在宅のひとり暮らし高齢者及び身体障がい者等を対象に緊急通報用機器等を貸与している。<u>また、市は、今後とも要配慮者の対応能力を考慮した緊急通報システムの整備を進めるとともに、複数の情報伝達手段を活用し、自主防災組織や民生委</u></p>	<p>表記の整理</p> <p>対策の整理</p>

地震・津波災害対策計画編

頁	現行（平成 27 年 3 月修正）	改正案	改正理由
228	<p><b>第 4 避難行動要支援者対策</b></p> <p><u>1 市は、災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対する避難支援の全体的な考え方を整理し、名簿に登載する避難行動要支援者の範囲、名簿作成に関する関係部署の役割分担、名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法、名簿の更新に関する事項等について、市地域防災計画に定めるとともに、細目的な部分については、避難行動支援の全体計画を定めるものとする。</u></p> <p><b>2 避難行動要支援者名簿の整備等</b></p> <p><u>(1) 要配慮者の把握</u> 市は、災害時に要配慮者に対する援護が適切に行われるよう、関係部署等が保有している要介護高齢者や障がい者等の情報を把握するものとする。</p> <p><u>(2) 避難行動要支援者名簿の作成</u> 市は、要配慮者の中から、要介護状態区分、障がい支援区分、家族の状況等を考慮し、避難行動要支援者の要件を設定し、市内部組織及び県その他の関係者の協力を得て、氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等必要な事項を記載した避難行動要支援者名簿を作成するものとする。その際、設定した要件にあてはまらない者であっても、要配慮者自らが名簿への掲載を求めた場合には柔軟に対応できるものとする。</p> <p><u>(3) 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有</u> 名簿に登載される要支援者は、転出・転入、出生・死亡、障がいの発現等により絶えず変化することから、避難支援に必要な情報を適宜更新し、関係者間で共有するものとする。</p> <p><u>(4) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供</u> 市は、消防機関、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他、避難行動要支援者名簿に登載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者の範囲を市地域防災計</p>	<p><u>員・児童を中心に地域ぐるみの避難誘導システムの確立を図るものとする。</u></p> <p><b>第 4 避難行動要支援者対策</b></p> <p><u>1 市は、災害の発生に備え、避難行動要支援者名簿を整備し、災害発生時に効果的に利用することで、避難行動要支援者に対する支援が適切に行われるように努めるものとする。</u> <u>また、あらかじめ自主防災組織、地域の福祉関係者などの避難支援等関係者と連携し、避難行動要支援者に関する情報の共有、避難支援計画の策定等に努めるものとする。</u></p> <p><b>2 避難支援等関係者となる者</b></p> <p><u>(1) 避難行動要支援者による事前合意の下に名簿情報の提供を受けて避難支援計画の策定等の支援活動を行う者</u> ア 自主防災組織 イ 民生委員・児童委員 ウ 社会福祉協議会</p> <p><u>(2) 災害発生時に名簿情報の提供を受けて安否確認や避難誘導等の避難支援を行う者</u> <u>上記アに加え、消防機関、警察その他公的機関から派遣されて救助活動を行う者</u></p> <p><b>3 避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲</b></p> <p><u>(1) 在宅のひとり暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯の要介護認定 3～5 を受けている者</u></p> <p><u>(2) 身体障害者手帳 1・2 級（総合等級）の第 1 種を所持する者（心臓、腎臓、ぼうこう、直腸機能障がいのみで該当する者は除く。）</u></p> <p><u>(3) 療育手帳 A を所持する者</u></p> <p><u>(4) 精神障害者保健福祉手帳 1 級を所持する者</u></p> <p><u>(5) 市の生活支援を受けている難病患者</u></p> <p><u>(6) 上記以外で支援の必要があり、登録を希望する者</u></p> <p><b>4 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法</b></p> <p><u>(1) 市内部での情報の集約</u> <u>市は、避難行動要支援者の名簿を作成するために必要な範囲で、市内部の個人情報を共有して名簿台帳を作成する。</u></p>	

地震・津波災害対策計画編

頁	現行（平成 27 年 3 月修正）	改正案	改正理由
	<p><u>画であらかじめ定めておくものとする。</u></p> <p><u>併せて、これらの名簿情報の施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置について市地域防災計画であらかじめ定めるものとする。</u></p> <p><u>また、市は、避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけにより、平常時から、名簿情報を広く避難支援等関係者に提供することについて説明し、意思確認を行うものとする。</u></p>	<p><u>(2) 県からの情報の取得</u>  <u>避難行動要支援者となる難病患者の情報については、県と調整の上、これを取得するものとする。</u></p> <p><u>5 名簿の更新に関する事項</u></p> <p><u>(1) 避難行動要支援者となる者についての名簿情報については、毎年これを更新し、名簿の記載内容が避難行動要支援者の現状と一致するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(2) 市長は、名簿台帳に記載された事項に変更が生じたことを直接又は自主防災組織や民生委員・児童委員の報告があったときは、名簿台帳の原本にその旨を記載するとともに、避難行動要支援者本人及び避難支援等関係者に連絡する。</u></p> <p><u>(3) 名簿台帳に記載された事項に変更が生じたときは、直接又は民生委員・児童委員を通じて市長に報告するよう、市は避難行動要支援者又は避難支援等関係者に指導する。</u></p> <p><u>6 名簿情報漏えい防止のための措置</u></p> <p><u>(1) 名簿の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置</u></p> <p><u>ア 名簿の提供を受けた者は、支援以外の目的で名簿台帳を活用してはならない。</u></p> <p><u>イ 名簿の提供を受けた者は、名簿台帳に記載された個人情報及び支援上に知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。支援をする役割を離れた後も同様とする。</u></p> <p><u>ウ 名簿の提供を受けた者は、名簿台帳を紛失しないように厳重に保管するとともに、その内容が支援に関係しない者に知られないように適切に管理しなければならない。</u></p> <p><u>エ 名簿の提供を受けた者が名簿台帳を紛失した場合は、速やかに市長に報告しなければならない。</u></p> <p><u>(2) 名簿の提供に際し情報漏えいを防止するために市が講ずる措置</u></p> <p><u>ア 市は、避難支援等関係者に名簿台帳を提供する際に、名簿の提供を受けた者は法律上の守秘義務を負うことや個人情報の適切な保管・取扱方法について十分に説明した上で、</u></p>	

頁	現行（平成 27 年 3 月修正）	改正案	改正理由
	<p><b>第 5 外国人等に対する防災対策</b></p> <p>市及び防災関係機関は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人市民や旅行者等が、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。</p> <p>1 <u>避難所や避難路の標識等を簡明かつ効果的なものとする</u>とともに、多言語化を推進する。</p> <p>(追加)</p>	<p><u>名簿台帳の管理について適宜指導を行う。</u></p> <p><u>イ 市が避難支援等関係者に名簿を提供する際は、提供を受ける避難支援等関係者の支援活動に必要な範囲の名簿情報のみを提供する。</u></p> <p><u>ウ 災害時に緊急的に外部提供した名簿情報については、支援活動後にその情報の返還を求めるものとする。</u></p> <p><b>7 避難支援等関係者の安全確保</b></p> <p><u>避難行動要支援者の個別支援計画を策定するに当たっては、避難支援等関係者が自身や家族の安全を確保する必要があることも踏まえて計画を策定するものとする。</u></p> <p><b>第 5 外国人等に対する防災対策</b></p> <p>市及び防災関係機関は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人市民や旅行者等が、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。</p> <p>1 <u>避難場所や避難所、避難路の標識等については、ピクトグラム（案内用図記号）を用いるなど簡明かつ効果的なものとする</u>とともに、多言語化を推進する。</p> <p>5 <u>災害時に多言語情報の提供を行う愛知県災害多言語支援センターや県国際交流協会の「多言語情報翻訳システム」の活用等が図られるための体制整備を推進する。</u></p>	<p>県計画との整合</p>
<p>229</p> <p>230</p>	<p><b>第 1 3 節 自主防災組織・ボランティアに関する計画</b></p> <p><b>第 3 防災ボランティア活動の支援</b></p> <p>1 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進</p> <p>(2) ボランティアコーディネーター養成講座の開催</p> <p>市は、ボランティア関係団体と相互に連絡し、ボランティアとして被災地の支援をしたい者と支援を求める者との調整役となるコーディネーターの確保に努めるものとする。</p> <p>このため、ボランティアコーディネーターの養成に努めるとともに、養成したボランティアコーディネーターに対し、コーディネート知識・技術の向上を図るためのフォローアップ研修を<u>開催</u>する。</p> <p>(追加)</p>	<p><b>第 1 3 節 自主防災組織・ボランティアに関する計画</b></p> <p><b>第 3 防災ボランティア活動の支援</b></p> <p>1 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進</p> <p>(2) ボランティアコーディネーター養成講座の開催</p> <p>市は、ボランティア関係団体と相互に連絡し、ボランティアとして被災地の支援をしたい者と支援を求める者との調整役となるコーディネーターの確保に努めるものとする。</p> <p>このため、ボランティアコーディネーターの養成に努めるとともに、養成したボランティアコーディネーターに対し、コーディネート知識・技術の向上を図るためのフォローアップ研修等を実施する。</p> <p><u>市は、養成したボランティアコーディネーターに県が実施するフォローアップ講座等に受講させるものとする。</u></p>	<p>県計画との整合</p>

地震・津波災害対策計画編

頁	現行（平成 27 年 3 月修正）	改正案	改正理由
234	<p><b>第 1 6 節 避難対策計画</b></p> <p><b>第 1 方針</b></p> <p>災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所として災対法施行令に定める基準に従って指定し、災害の危険が切迫した場合における住民の安全な避難先を確保する。</p> <p>（追加）</p> <p><b>第 2 避難場所の確保</b></p> <p>1 広域避難場所の選定</p> <p>広域避難場所の選定基準</p> <p>② 広域避難場所における<u>避難民</u> 1 人当たりの必要面積は、概ね 2 m<sup>2</sup> 以上とする。</p> <p>⑦ 地区分けをする場合においては、地区を原則とするが、主要道路、鉄道、河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することは<u>できるだけ避ける</u>。</p> <p>3 一時避難場所の確保</p> <p>（略）</p> <p>なお、<u>避難民</u> 1 人あたりの必要面積や地区分けについては広域避難場所と同様の取扱いとする。</p>	<p><b>第 1 6 節 避難対策計画</b></p> <p><b>第 1 方針</b></p> <p><u>市は、災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所として災対法施行令に定める基準に従って指定し、災害の危険が切迫した場合における住民の安全な避難先を確保する。</u></p> <p><u>なお、避難勧告等は、空振りをおそれず、早めに出すものとし、避難勧告等の判断基準の明確化を図り、災害情報システム（Lアラート）の活用による報道機関等を通じた情報提供に加え、緊急速報メール機能等を活用して、津波警報や避難指示等の伝達手段の多重化・多様化を図る。</u></p> <p><b>第 2 避難場所の確保</b></p> <p>1 広域避難場所の選定</p> <p>広域避難場所の選定基準</p> <p>② 広域避難場所における<u>避難者</u> 1 人当たりの必要面積は、概ね 2 m<sup>2</sup> 以上とする。</p> <p>⑦ 地区分けをする場合においては、地区を原則とするが、主要道路、鉄道、河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することは<u>できる限り避ける</u>。</p> <p>3 一時避難場所の確保</p> <p>（略）</p> <p>なお、<u>避難者</u> 1 人あたりの必要面積や地区分けについては広域避難場所と同様の取扱いとする。</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>
235	<p><b>第 3 避難所の整備</b></p> <p>1 指定避難所の指定</p> <p>市は、避難所が被災した住民が一定期間滞在する場であることを鑑み、円滑な救援活動を実施し、また、一定の生活環境を維持する観点から、学校や公民館等の住民に身近な公共施設等を災対法施行令に定める基準に従って指定するものとする。</p>	<p><b>第 3 避難所の指定及び整備</b></p> <p>1 指定避難所の指定</p> <p>市は、避難所が被災した住民が一定期間滞在する場であることに鑑み、円滑な救援活動を実施し、また、一定の生活環境を維持する観点から、学校や公民館等の住民に身近な公共施設等を<u>規模条件、構造条件、立地条件、交通条件等</u>、災対法施行令に定める基準に従って指定するものとする。</p>	
236	<p><b>第 4 避難道路の確保と交通規制計画</b></p> <p>市職員、警察官、消防職員その他避難の措置の実施者は、迅速かつ安全な避難ができるよう通行の支障となる行為を排除し、<u>避難道路</u>の通行確保に努めるものとする。また、大地震の発生に備え、交</p>	<p><b>第 4 避難路の確保と交通規制計画</b></p> <p>市職員、警察官、消防職員その他避難の措置の実施者は、迅速かつ安全な避難ができるよう通行の支障となる行為を排除し、<u>避難路</u>の通行確保に努めるものとする。また、大地震の発生に備え、交通</p>	<p>県計画との整合</p>

地震・津波災害対策計画編

頁	現行（平成 27 年 3 月修正）	改正案	改正理由
	<p>通規制計画を定めるものとする。</p> <p>1 避難道路の選定</p> <p>広域避難場所を指定した場合、市は、市街地の状況に応じて次の基準により避難道路を選定し<u>確保に努める。</u></p> <p>避難道路の選定基準</p> <p>① 避難道路は、概ね 8 m～10mの幅員を有し、なるべく道路付近に延焼危険のある建物、危険物施設がないこと。</p> <p>③ 避難道路は、相互に交差しないものとする。</p> <p><b>第 5 避難に関する広報</b></p> <p>市は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、避難所等を明示した防災マップ、市ホームページ及び広報紙等を活用して広報活動を実施するものとする。</p> <p>2 避難のための知識の普及</p> <p>(3) <u>避難収容後の心得</u></p>	<p>規制計画を定めるものとする。</p> <p>1 避難路の選定</p> <p>避難場所を指定した場合、市は、市街地の状況に応じて次の基準により避難路を選定し、<u>且頃から住民への周知徹底に努める。</u></p> <p>避難路の選定基準</p> <p>① 避難路は、概ね 8 m～10mの幅員を有し、なるべく道路付近に延焼危険のある建物、危険物施設がないこと。</p> <p>③ 避難路は、相互に交差しないものとする。</p> <p><b>第 5 避難に関する意識啓発</b></p> <p>市は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、<u>避難場所や避難所の周辺道路に、案内標識、誘導標識等を設置し、平素から地域住民に周知を図るものとする。</u></p> <p><u>また、避難所等を明示した防災マップ、地震発生時の津波や堤防の被災等による浸水想定区域及び浸水深を示したハザードマップ、市ホームページ及び広報紙等を活用して広報活動を実施するものとする。</u></p> <p>2 避難のための知識の普及</p> <p>(3) <u>避難場所、避難所滞在中の心得</u></p>	
236	<p><b>第 6 避難計画の作成</b></p> <p>市及び防災上重要施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、あらかじめ<u>避難計画を作成しておくものとする。</u></p>	<p><b>第 6 避難誘導等に係る計画の作成</b></p> <p>市及び防災上重要施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、あらかじめ<u>避難誘導等に係る計画を作成しておくものとする。</u></p>	表記の整理
237	<p>1 市の避難計画</p> <p>市の避難計画は、次の事項に留意して作成するとともに、<u>自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。</u></p> <p>(5) 避難所の管理に関する事項</p> <p>ア <u>避難収容中の秩序保持</u></p> <p>イ <u>避難民に対する災害情報の伝達</u></p> <p>ウ <u>避難民に対する応急対策実施状況の周知徹底</u></p> <p>エ <u>避難民に対する各種相談業務</u></p>	<p>1 市の避難計画</p> <p>市の避難計画には、<u>原則として次の事項を記載するものとする。</u>なお、<u>避難勧告等の判断基準の設定については、必要に応じて、専門的知識を有する中部地方整備局・県（水防所管）や名古屋地方気象台に助言を求めるものとする。</u></p> <p>(5) <u>避難場所及び避難所の管理に関する事項</u></p> <p>ア <u>避難場所及び避難所の秩序保持</u></p> <p>イ <u>避難者に対する災害情報の伝達</u></p> <p>ウ <u>避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底</u></p> <p>エ <u>避難者に対する各種相談業務</u></p>	

地震・津波災害対策計画編

頁	現行（平成 27 年 3 月修正）	改正案	改正理由
238	<p>2 防災上重要な施設の管理者の留意事項</p> <p>(2) 義務教育の児童生徒を集团的に避難させる場合に備えて、学校及び市教育委員会においては、<u>避難場所の選定、収容施設の確保及び保健・衛生、給食等の実施方法について定める。</u></p> <p>(3) 病院においては、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集团的に避難させる場合において、<u>収容施設の確保、移送の方法、保健・衛生、入院患者に対する実施方法等について定める。</u></p> <p>(追加)</p> <p><b>第 17 節 帰宅困難者支援体制の整備</b></p> <p>(追加)</p> <p>公共交通機関が運行を停止した場合、ターミナル駅周辺等において、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する可能性が高いことから、<u>県及び市は、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について、平常時から積極的に広報するものとする。また、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すなど、帰宅困難者対策を行うものとする。</u></p> <p>(追加)</p>	<p>2 防災上重要な施設の管理者の留意事項</p> <p>(2) 義務教育の児童生徒を集团的に避難させる場合に備えて、学校及び市教育委員会においては、<u>避難場所及び避難所等の選定並びに保健・衛生、給食等の実施方法について定める。</u></p> <p>(3) 病院においては、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集团的に避難させる場合において、<u>他の医療機関又は避難所の確保、移送の方法、保健・衛生、入院患者に対する実施方法等について定める。</u></p> <p><b>第 7 情報伝達体制の整備</b></p> <p><u>市は、さまざまな環境下にある住民等に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、コミュニティFM放送、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。</u></p> <p><u>また、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討する。</u></p> <p><b>第 17 節 帰宅困難者対策計画</b></p> <p><b>第 1 市における措置</b></p> <p><u>市は、公共交通機関が運行を停止した場合、ターミナル駅周辺等において、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する可能性があることから、次の対策を実施する。</u></p> <p><b>1 帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段に係る広報</b></p> <p><u>「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段の家族間等での事前確認等の必要性について、平常時から積極的に広報するものとする。</u></p> <p><b>2 事業者による物資の備蓄等の促進</b></p> <p>企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。</p> <p><b>3 一時的に滞在する場所として利用する施設の確保</b></p> <p><u>市は、旅行者や買い物客等、近くに身を寄せるあてのない帰宅困難者等が帰宅を開始するまでの間、一時的に滞在する場所として利用する施設を、公共施設や民間施設を活用し、必要に応じて確保し</u></p>	<p>表記の整理 県計画との整合</p>

地震・津波災害対策計画編

頁	現行（平成 27 年 3 月修正）	改正案	改正理由
	(追加)	<p><u>ておく等の対策を行うものとする。</u></p> <p><b>第 2 支援体制の構築</b></p> <p><u>帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、滞在場所の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。</u></p> <p><u>また、帰宅困難者対策は、行政のエリアを越えかつ多岐にわたる分野に課題が及ぶことから、これに関連する行政、事業所、学校、防災関係機関が相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、発災時における交通情報の提供、水や食料の提供、従業員や児童生徒等の保護などについて、支援体制の構築を図っていくものとする。</u></p>	県計画との整合
239	<p><b>第 1 8 節 防災業務施設・設備等の整備計画</b></p> <p>風水害等災害対策計画編第 2 章第 3 節「防災業務施設・設備等の整備計画」に定めるところによるが、防災機能を有した緊急避難所など、非常災害時の避難地、被災者の収容施設、復旧に必要な資機材の備蓄等として災害拠点施設を整備する。</p>	<p><b>第 1 8 節 防災業務施設・設備等の整備計画</b></p> <p>風水害等災害対策計画編第 2 章第 3 節「防災業務施設・設備等の整備計画」に定めるところによるが、防災機能を有した緊急避難所など、非常災害時の避難場所、避難所等、復旧に必要な資機材の備蓄等として災害拠点施設を整備する。</p>	県計画との整合
240	<p><b>第 2 0 節 防災訓練及び防災意識の向上計画</b></p>	<p><b>第 2 0 節 防災訓練及び防災意識の向上計画</b></p>	
241	<p><b>第 3 防災のための啓発意識</b></p>	<p><b>第 3 防災のための啓発意識</b></p>	県計画との整合
	<p>4 家庭内備蓄の推進</p> <p>災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想され、また警戒宣言が発せられた場合、<u>食糧</u>その他生活必需品の入手が困難になるおそれがあるため、飲料水、<u>食糧</u>その他の生活必需品について、<u>3 日分程度</u>の家庭内備蓄を推進する。</p> <p>また、東海地震に関する警戒宣言が発令された場合、発災による断水に備えて、緊急に貯水するよう呼びかける。</p>	<p>4 家庭内備蓄の推進</p> <p>災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想され、また警戒宣言が発せられた場合、<u>食料</u>その他生活必需品の入手が困難になるおそれがあるため、飲料水、<u>食料</u>その他の生活必需品について、<u>3 日分以上（可能な限り 1 週間分程度）</u>の家庭内備蓄を推進する。</p> <p>また、東海地震に関する警戒宣言が発令された場合、発災による断水に備えて、緊急に貯水するよう呼びかける。</p>	表記の整理
	(追加)	<p><b>5 地震保険の加入促進</b></p> <p><u>地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者が住宅再建する際の有効な手段の一つとなることから、市は、その制度の普及促進に努めるものとする。</u></p>	
244	<p><b>第 3 章 東海地震に関する事前対策計画</b></p>	<p><b>第 3 章 東海地震に関する事前対策計画</b></p>	
246	<p><b>第 3 節 警戒宣言発令時等の情報伝達・収集及び広報</b></p>	<p><b>第 3 節 警戒宣言発令時等の情報伝達・収集及び広報</b></p>	
	<p>第 2 警戒宣言等の伝達等</p>	<p>第 2 警戒宣言等の伝達等</p>	
	<p>1 伝達系統</p>	<p>1 伝達系統</p>	
	(略)	(略)	

地震・津波災害対策計画編

頁	現行（平成 27 年 3 月修正）	改正案	改正理由																								
	<p>東海地域に関する観測データに有意な変化を観測した場合、気象庁がその原因等の評価を行い、次のような「東海地震に関連する情報」を公表する。 (追加)</p> <table border="1" data-bbox="215 432 1028 671"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内容等</th> <th>市の防災対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東海地震予知情報</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>東海地震注意情報</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>東海地震に関連する調査情報</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	種類	内容等	市の防災対応	東海地震予知情報	(略)	(略)	東海地震注意情報	(略)	(略)	東海地震に関連する調査情報	(略)	(略)	<p>東海地域に関する観測データに有意な変化を観測した場合、気象庁がその原因等の評価を行い、次のような「東海地震に関連する情報」を公表する。 なお、「東海地震に関連する情報」は、各情報が意味する状況の危険度を表わす指標として赤・黄・青の「カラーレベル」で示される。</p> <table border="1" data-bbox="1059 432 1872 732"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内容等</th> <th>市の防災対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東海地震予知情報 カラーレベル赤</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>東海地震注意情報 カラーレベル黄</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>東海地震に関連する調査情報 カラーレベル青</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	種類	内容等	市の防災対応	東海地震予知情報 カラーレベル赤	(略)	(略)	東海地震注意情報 カラーレベル黄	(略)	(略)	東海地震に関連する調査情報 カラーレベル青	(略)	(略)	<p>県計画との整合</p>
種類	内容等	市の防災対応																									
東海地震予知情報	(略)	(略)																									
東海地震注意情報	(略)	(略)																									
東海地震に関連する調査情報	(略)	(略)																									
種類	内容等	市の防災対応																									
東海地震予知情報 カラーレベル赤	(略)	(略)																									
東海地震注意情報 カラーレベル黄	(略)	(略)																									
東海地震に関連する調査情報 カラーレベル青	(略)	(略)																									
248	<p><b>第 3 警戒宣言発令時等の広報</b> 2 広報手段等 広報は、西尾張CATV株式会社の協力を得てテレビ放送を行うほか、地震防災信号、広報車、市ホームページ又は自主防災会等を通じて行う。 なお、外国人等情報伝達について特に配慮を要する者に対する対応については、多言語、簡単な日本語による表示、冊子又は外国語放送など様々な広報手段を活用して行う。</p>	<p><b>第 3 警戒宣言発令時等の広報</b> 2 広報手段等 広報は、西尾張CATV株式会社の協力を得てテレビ放送を行うほか、地震防災信号、広報車、市ホームページ又は自主防災会等を通じて行う。 なお、外国人等情報伝達について特に配慮を要する者に対する対応については、<u>愛知県災害多言語支援センターによる多言語ややさしい日本語による情報提供</u>、表示、冊子又は外国語放送など様々な広報手段を活用して行う。</p>	<p>県計画との整合</p>																								
251	<p><b>第 4 節 発災に備えた資機材、人員等の配備手配</b> 第 3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備</p>	<p><b>第 4 節 発災に備えた資機材、人員等の配備手配</b> 第 3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備</p>	<p>表記の整理</p>																								
252	<p>5 通信確保用の資機材・人員の配備 (2) 西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ及びKDDI株式会社は、東海地震注意情報を受けた場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、あらかじめ配備してある復旧用資機材、車両等の所在及び数量等の確認、広域応援計画に基づく必要な手配を実施する。</p>	<p>5 通信確保用の資機材・人員の配備 (2) 西日本電信電話株式会社、<u>エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社</u>、株式会社NTTドコモ、<u>KDDI株式会社及びソフトバンクモバイル株式会社</u>は、東海地震注意情報を受けた場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、あらかじめ配備してある復旧用資機材、車両等の所在及び数量等の確認、広域応援計画に基づく必要な</p>																									

地震・津波災害対策計画編

頁	現行（平成 27 年 3 月修正）	改正案	改正理由
254	<p><b>第 5 節 発災に備えた直前対策</b></p> <p><b>第 2 避難等対策</b></p> <p>1 市が行う避難対策 (略)</p> <p>(1) 市は、あらかじめパンフレット、市ホームページ等により、警戒宣言発令時にとるべき安全確保対策、また想定される危険の種類、避難地、避難ルート、その他避難に関する注意事項を、住民等に対して周知徹底を図る。</p> <p>(4) 避難地で運営する避難生活は、原則として屋外によるものとする。ただし、要配慮者の保護のため、安全性を勘案のうえ、必要に応じて屋内における避難生活を運営できる。</p> <p>(5) 市は、避難行動要支援者の人数及び介護者の有無等の把握に努めるとともに、必要な支援を行う。 なお、避難に当たり、他人の介護を必要とする者を<u>収容する施設</u>のうち市が管理する施設については、<u>収容者の救護のために必要な措置を講ずるものとする。</u> また、外国人に対する情報伝達においては、<u>外国語、簡単な日本語</u>による伝達ができるように配慮する。</p>	<p>手配を実施する。</p> <p><b>第 5 節 発災に備えた直前対策</b></p> <p><b>第 2 避難等対策</b></p> <p>1 市が行う避難対策 (略)</p> <p>(1) 市は、あらかじめパンフレット、市ホームページ等により、警戒宣言発令時にとるべき安全確保対策、また想定される危険の種類、避難場所、避難ルート、その他避難に関する注意事項を、住民等に対して周知徹底を図る。</p> <p>(4) 避難場所で運営する避難生活は、原則として屋外によるものとする。ただし、要配慮者の保護のため、安全性を勘案のうえ、必要に応じて屋内における避難生活を運営できる。</p> <p>(5) 市は、避難行動要支援者の人数及び介護者の有無等の把握に努めるとともに、必要な支援を行う。 なお、避難に当たり、他人の介護を必要とする者を<u>受入れる施設</u>のうち市が管理する施設については、<u>避難者の救護のために必要な措置を講ずるものとする。</u> また、外国人に対する情報伝達においては、<u>多言語やさしい日本語、ピクトグラム（案内用図記号）</u>による伝達ができるように配慮する。</p>	<p>県計画との整合</p>
258	<p><b>第 6 生活必需品の確保</b> (略)</p> <p>3日分程度の飲料水、食糧を始めとする生活必需品を、常時家庭内に備蓄しておかなければならない。</p>	<p><b>第 6 生活必需品の確保</b> (略)</p> <p>3日以上(可能な限り1週間分程度)の飲料水、食糧を始めとする生活必需品を、常時家庭内に備蓄しておかなければならない。</p>	<p>県計画との整合</p>
260	<p><b>第 9 交通対策</b></p> <p>1 道路</p> <p>(7) 緊急輸送車両の確認 ウ 緊急輸送車両の標章及び証明書の交付 緊急輸送車両であると<u>認定</u>したときは、県又は県公安委員会は、次の「緊急輸送車両確認証明書」を、風水害等災害対策計画編第 3 章第 20 節「輸送計画」で定める標章とともに申</p>	<p><b>第 9 交通対策</b></p> <p>1 道路</p> <p>(7) 緊急輸送車両の確認 ウ 緊急輸送車両の標章及び証明書の交付 緊急輸送車両であると<u>確認</u>したときは、県又は県公安委員会は、次の「緊急通行車両確認証明書」を、風水害等災害対策計画編第 3 章第 20 節「輸送計画」で定める標章とともに申</p>	<p>県計画との整合</p>

地震・津波災害対策計画編

頁	現行（平成 27 年 3 月修正）	改正案	改正理由
262	<p>請者に交付する。</p> <p>タイトル 緊急輸送車両確認証明書</p> <p>様式 緊急輸送車両確認証明書</p> <p>2 鉄道</p> <p>(1) 東海地震注意情報発表時</p> <p>ア 列車の運行</p>	<p>請者に交付する。</p> <p>タイトル 緊急通行車両確認証明書</p> <p>様式 緊急通行車両確認証明書</p> <p>2 鉄道</p> <p>(1) 東海地震注意情報発表時</p> <p>ア 列車の運行</p>	表記の整理
263	<p>(イ) 情報の受領時期にもよるが、基本的には旅客が<u>できるだけ早く</u>帰宅できるように輸送力を増強する。</p> <p>3 バス</p> <p>路線バス事業者は、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時におけるバス及び乗客等の安全を確保するため、次の措置を講ずるものとする。</p> <p>(1) 運行路線にかかわる津波の被害が予想される箇所、山崩れ・がけ崩れが想定される箇所等の危険箇所、避難地についてあらかじめ調査し、それを教育・訓練等により従業員に周知徹底するものとする。</p> <p>(4) 警戒宣言発令の情報を入手した乗務員は、速やかに車両の運行を中止し、危険箇所を避け安全と思われる場所に停止し、旅客に対し避難地の教示を行うものとする。</p> <p>(6) 滞留旅客に対して、警戒宣言の内容、最寄りの避難地及び運行中止の措置を取った旨の案内を掲示物、放送等により広報する。</p>	<p>(イ) 情報の受領時期にもよるが、基本的には旅客が<u>できる限り早く</u>帰宅できるように輸送力を増強する。</p> <p>3 バス</p> <p>路線バス事業者は、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時におけるバス及び乗客等の安全を確保するため、次の措置を講ずるものとする。</p> <p>(1) 運行路線にかかわる津波の被害が予想される箇所、山崩れ・がけ崩れが想定される箇所等の危険箇所、避難場所についてあらかじめ調査し、それを教育・訓練等により従業員に周知徹底するものとする。</p> <p>(4) 警戒宣言発令の情報を入手した乗務員は、速やかに車両の運行を中止し、危険箇所を避け安全と思われる場所に停止し、旅客に対し避難場所の教示を行うものとする。</p> <p>(6) 滞留旅客に対して、警戒宣言の内容、最寄りの避難場所及び運行中止の措置を取った旨の案内を掲示物、放送等により広報する。</p>	
271	<p><b>第4章 災害応急対策計画</b></p>	<p><b>第4章 災害応急対策計画</b></p>	
275	<p><b>第3節 情報の収集・伝達計画</b></p>	<p><b>第3節 情報の収集・伝達計画</b></p>	
	<p><b>第2 地震に関する情報及び伝達</b></p>	<p><b>第2 地震に関する情報及び伝達</b></p>	県計画との整合
	<p>2 地震情報の伝達</p>	<p>2 地震情報の伝達</p>	
	<p>(1) 気象庁、名古屋地方気象台の措置</p>	<p>(1) 気象庁、名古屋地方気象台の措置</p>	
	<p>図中 <u>NTTマーケティングアクト大阪104センター</u></p>	<p>図中 <u>西日本電信電話(株)※</u></p>	
	<p>(注)</p>	<p>(注)</p>	
	<p>3 <u>NTTマーケティングアクト大阪104センター</u>には、<u>警報</u>についてのみ伝達を行う。</p>	<p>3 <u>気象庁本庁から西日本電信電話(株) (NTTマーケティングアクト福岡104センター)</u> には、<u>津波特別警報及び津波警報</u>につ</p>	

地震・津波災害対策計画編

頁	現行（平成 27 年 3 月修正）	改 正 案	改正理由
279	<p><b>第 4 節 災害広報計画</b>  <b>第 4 報道機関への発表・協力</b>            市は、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に対し、情報及び必要な資料を速やかに提供し、広報活動を要望する。  <u>また、報道機関から災害報道のための取材活動を実施するに当たり、情報の提供等について依頼を受けた場合、積極的に協力する。</u></p>	<p>いてのみ伝達を行う。  <u>※ 西日本電信電話(株)は、当該業務をNTTマーケティングアクト福岡104センターで行っている。</u></p> <p><b>第 4 節 災害広報計画</b>  <b>第 4 報道機関への発表</b>            市は、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に対して、情報及び必要な資料を速やかに提供し、広報活動を要望する。  <u>特に避難情報等については、災害情報共有システム（Lアラート）を活用して迅速かつ的確に情報発信を行う。</u></p>	<p>県計画との整合</p>
280	<p><b>第 6 節 消防活動計画</b>  <b>第 2 対策</b>            (4) 避難所・避難路            避難地は、市が定めた「避難所」とするが、他の機関が定める一時避難場所についても熟知しておくものとする。また、<u>避難所に通ずる幹線道路を一応の避難路とするが、防御の重点は、河川に面した所は橋りょう付近、その他の地点については避難上特に障害が予想され、混乱を生ずると思われる地点とする。</u>            (5) 消防活動計画図の作成            消防活動計画図は、部隊運用の基本をなすもので、危険区域、木造住宅の密集状況、通行可能道路、使用可能水利、延焼阻止線、避難地、避難路などを調査し、海部東部消防組合消防本部、市とそれぞれの立場において検討調整を行い、作成するものとする。</p>	<p><b>第 6 節 消防活動計画</b>  <b>第 2 対策</b>            (4) 避難場所・避難路            避難場所は、市が定めた「避難所」とするが、他の機関が定める一時避難場所についても熟知しておくものとする。また、<u>避難場所に通ずる幹線道路を一応の避難路とするが、防御の重点は、河川に面した所は橋りょう付近、その他の地点については避難上特に障害が予想され、混乱を生ずると思われる地点とする。</u>            (5) 消防活動計画図の作成            消防活動計画図は、部隊運用の基本をなすもので、危険区域、木造住宅の密集状況、通行可能道路、使用可能水利、延焼阻止線、<u>避難場所</u>、避難路などを調査し、海部東部消防組合消防本部、市とそれぞれの立場において検討調整を行い、作成するものとする。</p>	<p>県計画との整合</p>
283	<p><b>第 7 節 避難計画</b>  <b>第 2 避難方法等</b>            2 市の役割            平素から避難のあり方を検証し、住民に対し地震発生時における避難方法の周知徹底を図る。また、<u>地震発生時にあつては、火災の発生状況等被害状況の把握に努め、避難勧告又は指示の必要がある場合は、迅速にこれを決定するとともに、避難行動中における住民の安全が守られるよう各防災関係機関、自主防災組織等との連携により、勧告・指示の徹底や、避難誘導に努める。</u></p>	<p><b>第 7 節 避難計画</b>  <b>第 2 避難方法等</b>            2 市の役割            平素から避難のあり方を検証し、住民に対し地震発生時における避難方法の周知徹底を図る。また、<u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを指示する。</u>            (略)            誘導に当たっては、<u>できる限り自主防災組織・自治会・町内会</u>ご</p>	<p>県計画との整合</p> <p>表記の整理</p>

地震・津波災害対策計画編

頁	現行（平成27年3月修正）	改正案	改正理由
286	<p>(略)</p> <p>誘導に当たっては、<u>できるだけ自主防災組織・自治会・町内会</u>との集団避難を行うものとし、避難行動要支援者の避難を優先して行う。</p> <p><b>第9節 浸水・津波対策計画</b></p> <p><b>第5 津波対策</b></p> <p>2 避難勧告の指示</p> <p>(2) 市は、津波警報等の伝達を受けたとき又は伝達ルートに関係なく覚知したときは、広報車等により<u>避難勧告・指示</u>をするとともに、避難所の開設を行う。</p>	<p>との集団避難を行うものとし、避難行動要支援者の避難を優先して行う。</p> <p><b>第9節 浸水・津波対策計画</b></p> <p><b>第5 津波対策</b></p> <p>2 避難勧告の指示</p> <p>(2) 市は、津波警報等の伝達を受けたとき又は伝達ルートに関係なく覚知したときは、広報車等により<u>避難指示等を発令</u>するとともに、避難所の開設を行う。</p>	<p>表記の整理</p>
288	<p><b>第16節 廃棄物処理計画</b></p> <p><b>第2 災害廃棄物処理実行計画の策定</b></p> <p><u>災対策に基づく「環境省防災業務計画」により、市は災害廃棄物等の広域的な処理計画を作成するなど、廃棄物処理に係る災害時における応急体制を確保する必要があるため、災害廃棄物対策指針(平成26年3月：環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)を参考に、被災状況を調査し災害廃棄物の発生量を推定するとともに、災害廃棄物処理実行計画を策定して、迅速に処理を進める。</u></p>	<p><b>第16節 廃棄物処理計画</b></p> <p><b>第2 災害廃棄物処理実行計画の策定</b></p> <p><u>市は、災害時の廃棄物に係る処理体制を確保するため、災害廃棄物対策指針(平成26年3月：環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)を参考に、平常時に災害廃棄物処理計画を策定する。また災害においては、被災状況を調査し災害廃棄物の発生量を推定するとともに、災害廃棄物処理実行計画を策定して、迅速に処理を進める。</u></p>	<p>表記の整理</p>
292	<p><b>第19節 文教災害対策計画</b></p> <p>(追加)</p>	<p><b>第19節 文教災害対策計画</b></p> <p><b>第6 津波警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置</b></p> <p><b>1 津波警報等の把握・伝達</b></p> <p><u>学校に対して特定の対策等を伝達する必要がある場合は、次の区分により行う。また、幼稚園、学校にあっては、家庭(保護者)への連絡方法をあらかじめ定める。</u></p> <p>(1) <u>県立学校等</u></p> <p><u>県教育委員会が、あらかじめ定められた伝達系統により行う。</u></p> <p>(2) <u>市立学校等</u></p> <p><u>津波警報等は、第3節「情報の収集・伝達計画」に基づき市に対して伝達されるので、市教育委員会が、各学校等に対して伝達する。</u></p> <p><b>2 臨時休業等の措置</b></p> <p><u>授業を継続実施することにより、児童生徒等の安全の確保が困難</u></p>	<p>県計画との整合</p>

頁	現行（平成 27 年 3 月修正）	改正案	改正理由
294	<p><b>第 2 1 節 帰宅困難者対策計画</b></p> <p><b>第 2 方針</b></p> <p>市は、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動を開始しない」旨の広報等により、<u>一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて、滞在場所の確保等の支援を行うものとする。</u></p> <p><b>第 3 対策</b></p> <p>1 住民、事業所等の啓発</p> <p>市においては、広報紙など各種の手段により、徒歩帰宅に必要な装備等、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅経路の確認、<u>事業所の責務等</u>、必要な広報を図るものとする。</p> <p>2 避難所対策、救援対策</p> <p>市は、帰宅途中で救援が必要になった人、<u>避難所への収容が必要になった人への救助対策、避難所対策</u>を図る。</p> <p>3 徒歩帰宅困難者への情報提供</p>	<p>であると思われる場合には、次により臨時休業等の措置をとる。</p> <p><u>(1) 県立学校等</u></p> <p>学校の置かれている地域の津波警報等に留意し、あらかじめ定められた基準により県立学校管理規則に基づき校長が行う。休校措置を実施した場合は速やかに県教育委員会に報告する。</p> <p><u>(2) 市立学校等</u></p> <p>災害の発生が予想される場合は、市教育委員会又は各学校（園）長が行うものとする。</p> <p>ただし、各学校（園）長が決定し行う場合は、市教育委員会と協議し、市教育委員会があらかじめ定めた基準によるものとする。</p> <p><b>3 避難等</b></p> <p>学校等において災害が発生し、又はそのおそれがある場合には、<u>事態に即応して各学校等であらかじめ定めた計画により避難する。</u></p> <p><u>市から避難所等の開設の要請を受けた学校等にあつては、市と緊密な連絡をとるとともに、これに積極的に協力する。</u></p> <p><b>第 2 1 節 帰宅困難者対策計画</b></p> <p><b>第 2 方針</b></p> <p>市は、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報等により、<u>一斉帰宅を抑制し、帰宅困難者の集中による混乱の抑制を図る。</u></p> <p>また、必要に応じて、滞在場所の確保等の支援を行うものとする。</p> <p><b>第 3 対策</b></p> <p>1 住民、事業所等に対する広報</p> <p>市においては、広報紙など各種の手段により、徒歩帰宅に必要な装備等、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅経路の確認、<u>事業者の責務等</u>、必要な広報を図るものとする。</p> <p>2 避難所対策、救援対策</p> <p>市は、帰宅途中で救援が必要になった人、<u>避難所での受入れが必要になった人への救助対策、避難所等対策</u>を図る。</p> <p>3 徒歩帰宅困難者への情報提供</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>

地震・津波災害対策計画編

頁	現行（平成 27 年 3 月修正）	改正案	改正理由
295	<p>県及び市は、企業、放送事業者、防災関係機関等との連携により、徒歩帰宅困難者に対して支援ルートやコンビニエンスストアなどの支援ステーションの情報提供に努める。</p> <p><b>第 2 3 節 道路交通対策計画</b></p> <p><b>第 2 自動車運転者の措置</b></p> <p>1 車両を運転中に大地震が発生したときは、一般車両の運転者は、次の措置をとることとし、原則として徒歩で避難すること。</p> <p>(1) 急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、<u>できるだけ安全</u>な方法により道路の左側に停止すること。</p> <p>(3) 車両を置いて避難するときは、<u>できるだけ</u>道路外の場所に移動しておくこと。</p> <p>(略)</p> <p>(追加)</p> <p>2 災対策に基づき緊急通行車両以外の車両の通行が禁止される交通規制が行われた場合、通行禁止区域（交通の規制が行われている区域又は道路の区間をいう。）内の一般車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。</p> <p>(2) 速やかな移動が困難なときは、車両を<u>できるだけ</u>道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。</p> <p>(3) 警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動<u>又は</u>駐車すること。</p> <p>(追加)</p>	<p>市は、<u>安全な帰宅のための災害情報を提供するほか</u>、企業、放送事業者、防災関係機関等との連携により、徒歩帰宅困難者に対して支援ルートやコンビニエンスストアなどの<u>徒歩帰宅支援ステーション</u>の情報提供に努める。</p> <p><b>第 2 3 節 道路交通対策計画</b></p> <p><b>第 2 自動車運転者の措置</b></p> <p>1 車両を運転中に大地震が発生したときは、一般車両の運転者は、次の措置をとることとし、原則として徒歩で避難すること。</p> <p>(1) 急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、<u>できる限り安全</u>な方法により道路の左側に停止すること。</p> <p>(3) 車両を置いて避難するときは、<u>できる限り</u>道路外の場所に移動しておくこと。</p> <p>(略)</p> <p>2 <u>車両を運転中以外である場合には、次の要領により行動すること。</u></p> <p><u>(1) 津波から避難するためやむを得ない場合を除き、避難のために車両を使用しないこと。</u></p> <p><u>(2) 津波から避難するためやむを得ず車両を使用するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物等に十分注意しながら運転すること。</u></p> <p>3 災対策に基づき緊急通行車両以外の車両の通行が禁止される交通規制が行われた場合、通行禁止区域（交通の規制が行われている区域又は道路の区間をいう。）内の一般車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。</p> <p>(2) 速やかな移動が困難なときは、車両を<u>できる限り</u>道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。</p> <p>(3) 警察官又は<u>道路管理者の命令や指示</u>を受けたときは、その命令や指示に従って車両を移動等すること。</p> <p><b>第 3 道路管理者における措置</b></p> <p>放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいな</p>	<p>表記の整理</p> <p>県計画との整合</p> <p>表記の整理</p> <p>県計画との整合</p> <p>表記の整理</p>

地震・津波災害対策計画編

頁	現行（平成 27 年 3 月修正）	改正案	改正理由
298	<p><b>第 3 緊急通行車両の確認等</b></p> <p>3 緊急通行車両の標章及び証明書の交付 緊急通行車両であると認定したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」を、標章とともに申請者に交付する。</p> <p><b>第 4 相互協力</b></p> <p>1 車両の通行を禁止し、又は制限する場合には、市は、<u>できるだけ津島警察署</u>、他の道路管理者及び関係機関と相互に緊密な連絡を保ち、適切な交通規制を行うようにする。</p> <p><b>第 5～第 7 （略）</b></p> <p><b>第 2 6 節 電力施設対策計画</b></p> <p><b>第 3 大規模災害が発生した場合の対策</b></p> <p>4 復旧方法</p> <p>(1) 優先的に復旧する設備、施設</p> <p>イ 利用者側</p> <p>(イ) 災害復旧の中核となる災害対策本部、官庁、警察、ガス、水道、交通、通信などの機関・民心の安定に寄与する報道機関、避難施設</p> <p>(追加)</p>	<p><u>い場合等においては、自ら車両の移動を行うものとする。</u></p> <p><b>第 4 緊急通行車両の確認等</b></p> <p>3 緊急通行車両の標章及び証明書の交付 緊急通行車両であると確認したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」を、標章とともに申請者に交付する。</p> <p><b>第 5 相互協力</b></p> <p>1 車両の通行を禁止し、又は制限する場合には、市は、<u>できる限り津島警察署</u>、他の道路管理者及び関係機関と相互に緊密な連絡を保ち、適切な交通規制を行うようにする。</p> <p><b>第 6～第 8 （略）</b></p> <p><b>第 2 6 節 電力施設対策計画</b></p> <p><b>第 3 大規模災害が発生した場合の対策</b></p> <p>4 復旧方法</p> <p>(1) 優先的に復旧する設備、施設</p> <p>イ 利用者側</p> <p>(イ) 災害復旧の中核となる災害対策本部、官庁、警察、<u>自衛隊</u>、ガス、水道、交通、通信などの機関・民心の安定に寄与する報道機関、避難施設</p> <p><u>(3) 関係機関との連携</u></p> <p><u>路上障害物により被害箇所への到着や復旧作業が困難な場合には、道路啓開について関係機関と連携し、協力し、迅速な復旧に努める。</u></p>	<p>県計画との整合</p>
305	<p><b>第 3 0 節 下水施設対策計画</b></p> <p><b>第 3 応急復旧活動の実施</b></p> <p>1 下水管渠</p> <p>管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、<u>止水バンドによる圧送管の止水</u>、可搬式ポンプによる下水の送水、<u>仮水路、仮管渠の設置等</u>を行い、排水機能の回復に努める。</p> <p>2 ポンプ場、終末処理場</p> <p>各施設の被害状況に応じて、関係機関に情報伝達の上、緊急措置を講ずる。また、停電、断水等による二次的な被害に対しても速やかな対応ができるように努める。</p> <p>なお、排水機能や処理機能に影響が出た場合、<u>まず市街地から下</u></p>	<p><b>第 3 0 節 下水施設対策計画</b></p> <p><b>第 3 応急復旧活動の実施</b></p> <p>1 下水管渠</p> <p>管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、可搬式ポンプによる下水の送水、仮管渠の設置等を行い、排水機能の回復に努める。</p> <p>2 ポンプ場</p> <p>各施設の被害状況に応じて、関係機関に情報伝達の上、緊急措置を講ずる。また、停電、断水等による二次的な被害に対しても速やかな対応ができるように努める。</p> <p>なお、排水機能に影響が出た場合、<u>あま市下水道事業業務継続計</u></p>	<p>対策の整理</p> <p>現計画との整合</p>

地震・津波災害対策計画編

頁	現 行 (平成 27 年 3 月 修正)	改 正 案	改 正 理 由
308	<p>水を排除させるため、<u>仮設ポンプ施設や仮管渠等を設置し、排水機能の応急復旧を図る。</u></p> <p><b>第 5 章 災害復旧計画</b>  <b>第 4 節 震災復興都市計画の決定手続き</b>  <b>第 4 復興都市計画事業の都市計画決定</b>                  2 復興都市計画事業の都市計画決定</p> <p>市は、被災市街地復興推進地域を都市計画決定した後、復興都市計画事業の都市計画決定や市街地開発事業の施行等必要な措置を講ずる責務が課されている。その計画策定にあたっては、被災者の生活再建に十分配慮し、<u>できるだけ速やか</u>（被災後 6 ヶ月を目途）に行うこととする。</p>	<p><u>画（あま市下水道BCP）における管渠復旧優先順位に基づき、仮設ポンプ施設や仮管渠等を設置し、排水機能の応急復旧を図る。</u></p> <p><b>第 5 章 災害復旧計画</b>  <b>第 4 節 震災復興都市計画の決定手続き</b>  <b>第 4 復興都市計画事業の都市計画決定</b>                  2 復興都市計画事業の都市計画決定</p> <p>市は、被災市街地復興推進地域を都市計画決定した後、復興都市計画事業の都市計画決定や市街地開発事業の施行等必要な措置を講ずる責務が課されている。その計画策定にあたっては、被災者の生活再建に十分配慮し、<u>できる限り速やか</u>（被災後 6 ヶ月を目途）に行うこととする。</p>	<p>表記の整理</p>